４級地	3.169	3.170	3.249	3.261	3.294
５級地	2.839	2.840	2.907	2.917	2.945
６級地	2.037	—	2.076	—	2.097
７級地	1.519	1.519	1.538	—	1.549
無級地	—	0.858	0.853	0.852	0.850
					B
１級地					0.387
２級地					0.310
３級地					0.290
４級地					0.234
５級地					0.198
６級地					0.112
７級地					0.056
無級地					−0.015

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.9140、487.6809、0.1042及び0.3022を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.93	7.66	2,000
6.00以上10.00未満のもの	43.27	37.22	7,400
10.00以上14.00未満のもの	76.02	55.10	7,900
14.00以上18.00未満のもの	150.14	73.14	8,400
18.00以上22.00未満のもの	184.06	82.06	8,900
22.00以上のもの	219.48	105.46	9,400

［略］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４級地	0.973	3.237	3.863
３級地	1.224	2.197	2.034
２級地	1.262	1.493	0.842
１級地	1.423	0.898	0.424
無級地	0.000	0.000	0.000

４級地	3.078	3.079	3.150	3.161	3.190
５級地	2.755	2.756	2.815	2.825	2.850
６級地	1.970	—	2.003	—	2.022
７級地	1.508	1.508	1.526	—	1.535
無級地	—	0.861	0.856	0.856	0.854
					B
１級地					0.363
２級地					0.294
３級地					0.270
４級地					0.221
５級地					0.186
６級地					0.103
７級地					0.054
無級地					−0.015

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.8275、457.0921、0.1007及び0.3024を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.95	7.72	2,000
6.00以上10.00未満のもの	42.77	36.77	7,400
10.00以上14.00未満のもの	75.03	54.43	7,900
14.00以上18.00未満のもの	147.60	72.25	8,400
18.00以上22.00未満のもの	181.02	81.18	8,900
22.00以上のもの	215.95	104.28	9,400

［同左］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４級地	0.926	2.970	3.496
３級地	1.166	2.018	1.853
２級地	1.202	1.372	0.773
１級地	1.357	0.826	0.389
無級地	0.000	0.000	0.000